

平成29年第3回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成29年2月24日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成29年3月1日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 岩田 清
 - 2番 根橋 俊夫
 - 3番 向山 光
 - 4番 中谷 道文
 - 5番 山寺 はる美
 - 6番 堀内 武男
 - 7番 篠平 良平
 - 8番 小澤 睦美
 - 9番 瀬戸 純
 - 10番 宇治 徳庚
 - 11番 熊谷 久司
 - 12番 垣内 彰
 - 13番 成瀬 恵津子
 - 14番 宮下 敏夫

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成29年度辰野町一般会計予算
- 日程第4 議案第2号 平成29年度辰野町上水道事業会計予算
- 日程第5 議案第3号 平成29年度辰野町簡易水道特別会計予算
- 日程第6 議案第4号 平成29年度辰野町公共下水道特別会計予算
- 日程第7 議案第5号 平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算
- 日程第8 議案第6号 平成29年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第9 議案第7号 平成29年度辰野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第8号 平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第11 議案第9号 平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第10号 平成29年度町立辰野病院事業会計予算

- 日程第13 議案第11号 平成29年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 平成29年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 辰野町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 辰野町使用料条例及び辰野町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 辰野町営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 辰野町税条例及び辰野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 辰野町基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 平成28年度辰野町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第23 議案第21号 平成28年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第22号 平成28年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第23号 平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第24号 平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第25号 平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第26号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第27号 債権の放棄について
- 日程第30 議案第28号 上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更について

日程第31 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による報告事項
報告第1号 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価報告書について

日程第32 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	総務課長	一ノ瀬 元 広
まちづくり政策課長	山 田 勝 己	産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹
こども課長	武 井 庄 治	会計管理者	宮 原 修 二
住民税務課長	赤 羽 博	保健福祉課長	守 屋 英 彦
建設水道課長	小 野 耕 一	生涯学習課長	原 照 代
税務担当課長	伊 藤 公 一	辰野病院事務長	今 福 孝 枝

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	赤 羽 裕 治
議会事務局庶務係長	菅 沼 由 紀

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第6番	堀 内 武 男
議席 第7番	篠 平 良 平

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

おはようございます。先週末は沢底区の「福寿草まつり」が開催されましたが、今年も見事な福寿草の群生と多くの来場者に感激をいたしました。このような取り組みが各地でも行われておりますが、住民同士のふれあいや他地域の方との交流、そのような中から少しずつ町の賑わいが取り戻せればと期待いたします。いよいよ

今日から3月です。穏やかな春の到来を願うものであります。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回（3月）辰野町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで、議長の諸般の報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第3回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに、平成29年第3回辰野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、時節柄たいへんご多用のところご参集賜りまして厚く御礼を申し上げます。日差しも少しずつでございますが強さを増し、季節が一步一步、春に向かって進んでいるように感じられる今日この頃であります。町の花「福寿草」も沢底群生地では見ごろを向かえ、先週25日には15回目となる「福寿草まつり」が盛大に開催され、遠方からも大勢の皆さん方がお見えになりました。地域ぐるみで活性化に取り組んでおられますことに敬意と感謝を申し上げますところであり、いよいよ今年は「小野御柱」が開催されます。賑わいと活気に満ちた大祭となるようご祈念申し上げているところであります。

内閣府が発表した2月の月例経済報告によると、「全体の景気判断については一部に改善の遅れも見られるが穏やかな回復基調が続いている」との表現を維持しました。「先行きについては、雇用・所得関係の改善が続く中、各種政策の効果もあつて緩やかに回復しているとのことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動に留意をする必要がある」と指摘しています。一方、「個人消費については、持ち直しの動きが続いているものの、このところ足踏みが見られる」として11ヶ月ぶりに下方修正しました。野菜の値上がりなどで節約志向が強まったためとしております。上伊那の昨年12月の月間有効求人倍率は、前の月を0.52ポイント上回る1.87倍でした。これはバブル崩壊後の平成4年11月以来、24年1ヶ月ぶりの高水準となりました。ただし、求人倍率は上がりましたがハローワー

ク伊那では、業種間の求人に若干の温度差があるなどを考慮し「雇用情勢については、堅調に推移している」とコメントを据え置いております。平成28年度も締めくくりの時期となりました。変わらず厳しい財政状況でしたが健全財政を堅持しながら、「第五次総合計画後期基本計画」と「辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本に事業を推進してまいりました。ここで、小野保育園耐震改修工事も竣工となり、計画した事業は関係者の皆様のご協力により概ね達成できることとなりそうです。平成29年度は、第五次総合計画後期基本計画の2年目であり、地域計画に掲げられた各区の目標とまちづくりの合言葉の実現に向けて、これまで実施してきた取り組みとその成果を深化させ、残されている課題の解決と将来人口規模を見据えたまちづくりを加速させることを主眼に予算編成を行ってまいりました。基本的には重点プロジェクトの関連事業と実施計画にある緊急性の高い事業を中心に予算計上をいたしました。重点プロジェクト4分野における主な事業を申し上げますと、人口減少対策では、子育て世代の住宅取得時の奨励金、企業と学生を結ぶインターンシップの支援、空き家改修費の補助などの取り組みや、切れ目のない妊娠・出産・育児支援、ほたるの町創生プロジェクト事業などを展開してまいります。新規事業としてファミリーサポートセンター事業、ショートステイ事業などの子育て支援をはじめ、地域おこし協力隊による6次産業化推進事業、魅力発信事業などに取り組んでまいります。「地域医療・福祉・介護対策」では、障がい者の自立支援福祉医療給付事業や、こころの健康づくり相談、第7期介護保険事業計画の策定、乗合タクシー運行事業などを実施してまいります。「道路対策」では、社会資本整備総合交付金事業を活用して、幹線道路6路線の改良、舗装補修工事。町単事業では前年度より予算を増額し、町道37路線の改良舗装、生活道路の維持補修を実施し、安全性の確保や利便性の向上に努めてまいりたいと思っています。「協働・住民力・地域力活用対策」としては、協働のまちづくり支援金、町観光イベント補助金、よりあい事業補助金などにより地域計画の推進を支援してまいります。重点プロジェクト以外では、課題となっています荒神山野球場の改修、ウォーター

パークのスライダー撤去。辰野中学校普通特別棟大規模改造に関わる設計業務などを計画いたしました。また、藤沢水源整備事業、辰野水処理センターの長寿命化・耐震工事などの基盤整備をはじめ、防災力向上や産業振興にも目を向けた事業を継続して行い、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

新年度の一般会計は前年度比 0.1 %減の83億 9,000 万円。また、特別会計、企業会計につきましては11会計で 2.4 %減の95億60万 5,000 円。総額では 1.4 %減の178億 9,060万 5,000 円の予算となっております。限られた財源の中で、まちづくりを推進するためには、町民、地域、企業、団体等と町が協働していくことが重要となってきます。柔軟な発想で課題を解決できる職員、また、組織づくりを進めてまいりますので、議員各位をはじめ、町民の皆様の一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会にご提案申し上げます議案は予算関係では平成29年度一般会計予算、特別会計予算12議案、条例の一部改正 7 議案、28年度一般会計補正予算など、補正予算 6 議案、そのほか 3 議案の合計28議案と報告 1 件であります。なお、旧辰野病院跡地に宅地造成した「ガーデンテラス辰野」内にある道路部分について現在登記を進めておりますが、完了したところで町道路線の認定を追加議案として上程させていただくこととしております。提案時それぞれ説明申し上げますので、原案可決くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。以上です。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 122 条の規定により、議席 6 番、堀内武男議員議席 7 番、篠平良平議員を指名いたします。日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、宇治徳庚議員。

○議会運営委員長（宇治）

皆さん、おはようございます。去る、2月24日、議会運営委員会を開催し、平成29年第3回辰野町議会3月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。2月24日、辰野町告示第8号によって辰野町長より3月定例会を、3月1日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、3月定例会の会期並びに審議日程など、議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して、決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程（案）を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日より3月16日までの16日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、平成29年度辰野町一般会計予算から日程第14、議案第12号、平成29年度辰野町介護保険特別会計予算までの12議案を一括議題といたします。町長より、各会計の予算編成の大要について説明を求めます。

○町長

平成29年度辰野町一般会計及び特別会計の予算案を提案するにあたり、予算編成の大要を申し上げます。平成29年度一般会計予算の総額は83億9,000万円で、前年

度当初予算と比較して1,000万円、0.1%の減となりました。歳入について町税は緩やかな回復基調にあり経済情勢を踏まえ、法人・町民税の増額と税制改正に伴う軽自動車税の増収を見込みました。地方交付税は国の地方財政計画等を参考に、普通交付税の交付実績と税収の増等を考慮し、減額を見込みました。その他交付金は平成27年度実績と28年度の収入見込み額を基に算定しています。寄付金は、ふるさと辰野寄付金の平成28年度実績を基に増額を見込みました。一般財源の不足分は重点プロジェクトの人口減少対策の財源として、地域振興基金を取り崩すほか、財政調整基金の取り崩しと、臨時財政対策債の町債の発行により対応いたします。歳出は辰野町第五次総合計画後期基本計画の重点プロジェクトと実施計画にある緊急性の高い事業を中心に計上しました。主なものを説明しますと、1つ、人口減少対策では、辰野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、定住促進奨励金、企業と学生を結ぶインターンシップ事業の支援、定住促進空き家改修費等補助金、切れ目ない妊娠・出産・育児支援、地方創生推進交付金事業など事業を展開してまいります。子育て支援については、ファミリーサポートセンター事業、ショートステイ事業などに新たに取り組みます。産業振興、雇用確保については地産パワーアップ事業補助金、地域食材加工設備等整備補助金、地域おこし協力隊による6次産業化推進事業、観光開発・魅力発信事業、企業訪問などを実施してまいります。また、地域医療・福祉・介護対策では、障がい者自立支援事業、福祉医療給付事業、24時間電話健康相談事業、こころの健康づくり相談・啓発事業、乗合タクシー運行事業などを実施してまいります。また道路対策では社会資本整備総合交付金事業による幹線道路4路線の改良工事や補修工事、町道17路線の改良工事、町道20路線の舗装工事、そのほか、区から要望のあった生活道路等の維持補修工事を実施してまいります。また、協働・住民力・地域力活用では、多面的機能支払交付金事業、協働のまちづくり支援金、町観光協会イベント補助金、道路補修等の資材支援、よりあい事業補助金、集落支援による支援事業などにより19の地域計画の推進を支援してまいります。更に、公共施設の長寿命化適正配置・適正規模化を図るため、公共施設等

総合管理計画に基づく各施設の個別計画を策定するとともに、荒神山スポーツ公園球場の改修、ウォータースライダー設備の取り外し、辰野美術館の改修、辰野中学校普通特別棟大規模改造工事に係る設計事業の委託などを実施してまいります。次に特別会計では11事業で95億60万5,000円、前年度当初予算と比較して2.4%減となりました。主な会計について申し上げます。上水道事業会計及び簡易水道事業会計は配水管布設替工事、各施設の更新改良を計画的に実施する中で施設の適正な維持管理に努め安心・安全で廉価な水道水の安定供給に意を注いでまいります。また、簡易水道統合のために欠かせない固定資産台帳の整備を進め統合への準備を進めてまいります。公共下水道特別会計をはじめとした下水道事業全般は、供用開始以来20年以上が経過し、水洗化も順調に推移しております。引き続き宅内接続の普及および処理施設の適正な維持管理を行い、良好な水環境に努めてまいります。また、安定した下水処理等の推進のため、施設の長寿命化、耐震化事業など、計画的に進めるとともに地方公営企業法適用の準備として固定資産台帳の整備を進めてまいります。国民健康保険事業会計は、急速な高齢化と低所得者の増加により、厳しい運営を強いられています。平成30年度から広域化に向け、健全な財政運営が求められている現在、医療費の削減と国保税率の改正がこれからの課題となっています。安定かつ安心できる事業運営のために保険税の適正な賦課と疾病予防対策に重点を置き、被保険者の健康寿命延伸のために努めてまいります。町立辰野病院事業会計は、経営の安定化を図るため、新公立病院改革プランを実行し、患者数の確保や病床利用率の向上、経費節減に努めてまいります。引き続き医師確保に努め、信頼される病院となるよう努力してまいります。また、保健福祉課等と連携を図りながら医療と介護の切れ目ない連携体制づくり、地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。地域情報告知システム事業会計は安心・安全な町民生活に寄与するため、必要な生活情報、緊急情報の確実かつ迅速な伝達に努めてまいります。介護保険事業会計は、第6期介護保険事業計画の推進を図り、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう体制整備を進め、制度改正に対応しながら

地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。また、次期第7期介護保険事業計画を策定してまいります。以上、平成29年度辰野町一般会計及び特別会計予算案の概要を申し上げます。厳しい財政状況が続いておりますが、予算の効率的運用を図り、最小の経費で最大の効果が得られるよう予算執行に努めてまいります。後期基本計画2年目となる平成29年度予算は「未来へつなぐまちづくり たつのプロジェクト深化・加速化予算」として、これまで実施してきた取り組みとその成果を深堀し、課題解決と将来人口規模に見据えたまちづくりを加速させ、地域計画に掲げられた各区の目標とまちづくりの合言葉「住み続けたい 帰りたい 住んでみたいまち たつの」の実現に向け、着実な一歩前進を図ってまいります。議員各位のご支援とご協力を切にお願い申し上げます、予算編成及び提案にあたっての方針といたします。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳しくは予算説明書、予算参考資料等をご覧いただき、ご審議の参考にしていただければ幸いです。以上です。

○議 長

これより各会計の予算について質疑を行います、委員会に付託する関係もございいますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結します。本予算関係議案につきましては、会議規則第37条の規定により各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって総務産業常任委員会に対し、議案第1号、平成29年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、12. 公債費、14. 予備費。議案第2号、平成29年度辰野町上水道事業会計予算。議案第3号、平成29年度

辰野町簡易水道特別会計予算。議案第4号、平成29年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第5号、平成29年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第6号、平成29年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算。議案第11号、平成29年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算。以上、7議案を総務産業常任委員会に付託し、福祉教育常任委員会に対し、議案第1号、平成29年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）、10. 教育費。議案第7号、平成29年度辰野町国民健康保険特別会計予算。議案第8号、平成29年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算。議案第9号、平成29年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算。議案第10号、平成29年度町立辰野病院事業会計予算。議案第12号、平成29年度辰野町介護保険特別会計予算。以上、6議案を福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第15、議案第13号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第13号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。特別職の常勤3名の給与については平成22年度から本則から一定の削減率を乗して抑制措置を講じてまいりました。昨今の経済情勢は好転の兆しはあるものの、特に大きな変化も見られないことから、引き続き抑制措置を講ずることが妥当であると判断し、29年度も削減を行うものであります。削減率は昨年の特別職報酬審議会の答申と同じ100分の7であります。期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする附則の改正であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第13号、辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決されました。日程第16、議案第14号、辰野町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第14号、辰野町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。税務手当の対象となる町税の賦課及び徴収に関する事務が課税事務のシステム化、徴収事務の専門化が進むなど通常業務を超えた特殊性があるとは言え難くなったことから税務手当を廃止したいとするものであります。条例第2条第1号と第3条及び第3条の2を削除するものでございます。施行は平成29年4月1日からであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第14号、辰野町一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。日程第17、議案第15号、辰野町使用料条例及び辰野町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第15号、辰野町使用料条例及び辰野町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を申し上げます。平成28年3月末に閉館となった観光情報センターを地域の課題を解決するための拠点とする地域活性化センターとして新たに運営するため、条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。昨年12月議会にて、4月1日からの指定管理施設への移行を予定し、辰野町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例を可決いただきましたが4月からの指定に向けて、辰野町の使用料条例と当施設の設置及び管理に関する条例の改正をお願いするものであります。第1条では、辰野町使用料条例の一部を改正し、地域活性化センターの使用料等を規定いたします。第4条第2項の改正は使用料を指定管理者の収入としての利用料に読み替え、その上限額を定めるものであります。対象施設に辰野町地域活性化センターを加えます。別表につきましては辰野町観光情報センターの使用料を辰野町地域活性化センターの使用料に改めるものであります。第2条であります辰野町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正しまして、新たな条項として第8条に会員登録の規定を設けさせていただきます。附則につきましては第1条の使用料の規定は平成29年の4月1日から。第2条の会員登録の規定は3月31日から施行いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで議案に対する質疑を行いますが、委員会に付託する関係もございましてので

総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。ただいま議題となっております、議案第15号は総務産業常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号は総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第18、議案第16号、辰野町営駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第16号、辰野町営駐車場条例の一部を改正する条例について提案理由を説明申し上げます。旧辰野病院の跡地西側、宮木泉水にあります医師住宅の北側駐車場の新設に伴いまして条例の一部を改正するものであります。第2条中、辰野町が設置している駐車場に医師住宅北側駐車場を追加し、この表を改めます。これにより辰野町が設置している町営駐車場は4ヶ所になります。裏面になりますが、附則につきまして施行は平成29年の4月1日からです。また合わせて、辰野町使用料条例の一部を改正しまして、町営駐車場の使用料を定めた別表に医師住宅の北側駐車場の使用料を追加し、この表を改めます。なお、医師住宅の北側の駐車場の可能台数は30台であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第16号、辰野町営駐車場条例の一部を改

正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決
するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。日程
第19、議案第17号、辰野町税条例及び辰野町税条例等の一部を改正する条例の一部
を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めま
す。

○税務担当課長

議案第17号、辰野町税条例及び辰野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改
正する条例について、提案内容を説明させていただきます。新旧対照表にて説明さ
せていただきます。2部構成になっておりまして1条につきましては14ページ構成
になっております。そちらの新旧対照表をご覧ください。第1条、辰野町税条例の
一部改正でございます。第36条の2第1項の改正でございます。こちらは町民税の
申告についてでございます。寄付金控除について定める部分において、特定非営利
活動促進法の一部を改正する法律案によりNPO法人の名称を変更するものでござ
います。附則第7条の3の2、町民税における住宅借入等を有する場合の所得税額
の特別控除を消費税増税延期に合わせ2年延長させるものでございます。附則第19
条、新旧対照表では2ページから11ページにかけてでございます。所得税法等の一
部を改正する法律の公布及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等
の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い、必要な改正を行うものでご
ざいます。日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため日台民間
租税取決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による
所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い、必要な改正を行う
ものでございます。特例適用利子及び配当等に係る個人住民税の課税の特例の創設、
改正に伴う字句及び条ずれの整備を行うものでございます。次に第2条の新旧対照

表をご覧ください。14ページ構成のものでございます。第2条、辰野町税条例等の一部を改正する条例の改正でございます。第1条において平成29年4月消費税増税時点の軽自動車税の種別割、環境性能割及び法人住民税についての規定を削り、第1条の2において、平成31年消費税増税時点に再度施行されるよう定めなおすものでございます。なお、税率等の変更はございません。第1条、辰野町税条例等の一部を改正する条例、平成28年辰野町税条例第17号を消費税増税延期により軽自動車税における種別割や名称変更する規定の延期、及び環境性能割の創設時期の延期をするように一部改正をするものであります。軽自動車税の環境性能に応じて税率が決定される環境性能割の導入時期は平成31年10月1日に延期されました。環境性能割の税率運用基準については、平成31年税制改正において必要な法制上の措置を講じると示されております。第18条の3、こちらは納税証明事項でございます。種別割の記載を削る改正でございます。19条、延滞金に関する規定のうち、環境性能割に関する部分を削る改正でございます。34条の4から80条の2、81条の改正規定、81条の次に7条を追加する改正規定、82条の見出し及び82条の改正規定、83条の見出しを含む改正規定、85条から90条まで見出しを含む改正規定、91条の改正規定、附則第15条の次に5条を加える改正規定、附則16条の改正規定を消費税10%増税時に合わせ適用させる改正規定でございますけれども、こちらを全て削る改正でございます。第1条の2において、新旧対照表7ページの中ほどから、12ページにかけてでございますけれども、附則第16条第2項から第4項までを削る部分まででございます。こちらが消費税増税延期に合わせ、軽自動車税に関わる部分を改めなおすものでございます。第13条の3、第19条、第34条の4、80条、80条の2、81条、82条、83条、85条から90条まで、91条、附則15条の次に5条を加える改正、附則第16条、附則第16条2項から4項までを削る規定。こちらを消費税10%増税延期に合わせ適用させるため改正規定を改め直す改正でございます。附則につきまして本則部分の改正に合わせ、それぞれの経過措置を定めるものであります。以上、提案説明を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（2番）

非常に難解な部分があって分からない点がちょっと若干あるんですが、1点だけ台湾との関係のいわゆる相互主義による所得税の二重課税の是正というような話もありましたけれども、最近外国に勤務される方も非常に多くなってきて、1つはその相互主義っていう点でちょっとタイのことはちょっと聞いたことがあるんですけど、一つは外国との関係でそういった実際の運用というのはどういうふうになっているのか、っていうのが1点と、それから住民税の課税の場合に世帯主の方が例えば中国とかって行っておられて、中国法人から給与を受けているような場合に世帯に対する住民税課税っていうのはどんなふうになるのかご説明いただきたいと思います。

○税務担当課長

この租税条約等において整理されているものだと思うんですけども、私もその詳しい部分については分からないんですけども、申告が出てきたものを、所得税の申告によってこちらの方は住民税も課税されるということですので、その詳しいシステムについてはもうちょっと税理士さんでないと分からない部分かもしれませんが、会社の方で年末調整、また申告内容の整理をされていると思いますので、出てきた書類を見、私たちもその都度、勉強しながら課税をするというのが実情になっておりますけれども、今回のこの改正についての対象者等はいないものと思っております。以上ですけれど、このような説明でよろしいでしょうか。

○根橋（2番）

その外国勤務者のうちね、ちょっと今お聞きしたかった後段の部分なんですが、2種類あるかと思うんですね。日本法人から給与を受けている方が現地へ、たまたま1年とかって丸1年とか行っておられる場合は所得税の申告等はその会社の方で把握されると思うんですが、日本法人は一旦退職した形で現地法人の雇用で給与を

受ける場合ですかね、それ単身赴任のような場合ですね、そういう場合の住民税課税というのはどんなふうになっていくかちょっと分かる範囲で結構ですけれど。

○税務担当課長

完全に国外に転出されるような場合には一定額、株だとか財産を持っている方については処分した形でその部分について課税、別にされて、転出されますので国内では課税されないようになると思います。以上です。

○岩田（1番）

非常になかなか難しいような改正なんですけれども、1点だけ最初に説明されました所なんですけれども、1ページですね。この特例認定特定非営利活動法人というのがその前段でその促進法があるわけなんですけれども、ちょっと我々には馴染みがないんですけれども、我が町においては大体これに該当するような企業が何件くらい、あるいは具体的にこういうものがそうだと、ちょっとNPOとかNGOとかそういうものでしか、私の頭には浮かばないんですけれども、ちょっとご説明いただきたいと思います。

○税務担当課長

こちらはちょっと私も把握はしていませんけれども、辰野町に該当はないと思っているんですけれども、詳しい部分については改めて確認して予算の時の説明に加えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○岩田（1番）

はい。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第17号、辰野町税条例及び辰野町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮り

いたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決されました。日程第20、議案第18号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○税務担当課長

議案第18号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案内容を説明させていただきます。辰野町国民健康保険税条例の一部改正、11項立ての附則に2項を加え、項ずれに対する改正をしたものでございます。先ほどの税条例の住民税部分と同じ内容になりますけれども、所得税法の一部を改正する法律の公布及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。個人住民税に課税される先ほどの特例の利子及び配当の額が分離課税となりますけれども、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得については従来どおり、総所得金額に含めるための改正でございます。国民健康保険税の適用につきましては、平成30年度課税からとするものであります。以上、提案説明を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第18号、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。日程第21、議案第19号、辰野町基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第19号、辰野町基金条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。両小野国保病院組合が平成29年3月31日をもって解散するにあたりまして、辰野町が事務の承継を行います。その承継において発生する譲与金を土地の借地料及び購入費の財源として確保しておくために、条例の一部を改正するものがあります。改正の内容ですが第2条第12号の次に、次の1号を加えます。13号、両小野国保病院組合剰余金管理基金（以下、両小野国保病院組合基金と言います）あと、両小野国保病院組合の剰余金管理に資する。また、第8条第3項中「町立辰野病院基金及び辰野町道路基金は、」を「町立辰野病院基金及び辰野町道路基金及び両小野国保病院組合基金は、」に改めるものでございます。この条例は公布の日から施行いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただけますようお願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第19号、辰野町基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時10分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 10時 55分

再開時間 11時 10分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。先ほどの議案第17号の岩田議員からの質問に対する答弁を求められましたので、これを許可いたします。

○税務担当課長

すみません、全ての質問に答えられるわけではありませんけれども、先ほどの岩田議員の質問の中のNPO法人数でございますけれども、現在把握しているNPO法人、特定非営利活動法人として登録は辰野町については8件でございます。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○岩田（1番）

はい。

○議 長

日程第22、議案第20号、平成28年度辰野町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは、平成28年度辰野町一般会計補正予算（第10号）を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は年度末を控え、事業費確定などに伴う、分担金、負担金、県支出金などの変更及び不用額の調整。地方創生拠点整備交付金事業で採択されたウォーターパークリノベーション工事等の補正予算であります。この補正総額は6,534万5,000円の追加であり、予算総額は92億4,617万円となりました。その概要を申し上げますと、歳入につきましては、株式等譲渡所得

割交付金、分担金及び負担金、県支出金、繰入金の減額。使用料及び手数料、国庫支出金、財産収入、諸収入、町債の増額であります。歳入の増加分につきましては財政調整基金繰入金の減額を行い調整いたしました。歳出につきましては、総務費では地方創生拠点整備交付金事業にかかる委託料、工事請負費等の増額、上伊那広域連合負担金の減額が主なものです。民生費では高齢者施設等防犯対策強化事業交付金の追加、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計への繰出金の減額が主なものです。衛生費では、伊北環境行政事務組合負担金、上伊那広域連合負担金の減額が主なものです。農林水産業費では、新規就農・経営継承総合支援給付金の減額が主なものです。商工費では商工業誘致及び振興補助金、ほたる保護育成基金積立金の増額が主なものです。土木費では社会資本整備総合交付金事業の工事請負費、公有財産購入費、公共下水道特別会計繰出金などの減額。定住促進奨励金の増額が主なものです。消防費では上伊那広域消防負担金の減額が主なものです。教育費では両小野小学校組合負担金の増額が主なものです。なお、追加計上いたしました、地方創生拠点整備交付金事業と高齢者施設等防犯対策強化事業交付金をはじめとする7事業につきましては、平成29年度への繰越手続きを行い繰越明許費として事業を実施いたします。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げますがご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し最終日採決として議事を進行いたします。日程第23、議案第21号、平成28年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第21号、平成28年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,705万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,768万円とするものです。7ページをご覧ください。歳入について主なものは社

会資本整備総合交付金の決定に伴い、国庫補助金を 855 万円減額し、1,980 万円に。8 ページ、他会計繰入金を 1,517 万 8,000 円減額し、3 億 9,703 万 4,000 円に。9 ページ、繰越金を 3,137 万 8,000 円増額し、5,967 万 8,000 円に。11 ページ、公共下水道債を 5,480 万円減額し、1 億 1,860 万円とするものです。12 ページ、歳出については旅費の増額と社会資本総合整備交付金の決定に伴い、公共下水道費の工事請負費を 4,715 万円減額し、9,097 万 3,000 円とするものです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第24、議案第22号、平成28年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第22号、平成28年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,663 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億 6,776 万 5,000 円とするものでございます。内容につきまして 6 ページをご覧ください。歳入でございます。国庫負担金の確定により高額療養費共同事業負担金を76万 5,000 円減額するものでございます。7 ページをご覧ください。療養給付費等交付金の内、退職被保険者療養給付費分を交付額の確定により 3,759 万 6,000 円減額するものでございます。8 ページでは共同事業交付金につきまして、交付額の確定により高額医療費共同事業交付金が 760 万 6,000 円、保険財政共同安定化事業交付金が 796 万 3,000 円増額するものでございます。9 ページをご覧ください。繰入金につきましては交付額の確定により保険基盤安定繰入金の内、保険税軽減分を 122 万 4,000 円、保険者支援分を93万 8,000 円増額し、一般会計繰入金の内、一般事務費分を 200 万円増額し、国保財源安定化支援事業を 800 万円減額するものでございます。続きま

して歳出でございます。10ページでは2款、保険給付費につきましては財源組替でございます。11ページをご覧ください。7款、共同事業拠出金は確定により高額医療費拠出金を305万8,000円、保険財政安定化事業拠出金を1,526万2,000円減額するものでございます。12ページをご覧ください。8款、保険事業費の内、疾病予防費において人間ドック補助金を実績により60万円増額するものでございます。13ページをご覧ください。11款、諸支出金の内、国庫支出金償還金では平成27年度の療養給付費等負担金の返還分、855万5,000円。診療所への繰出金50万円を増額するものでございます。14ページをご覧ください。支出の増額に伴い1,796万5,000円予備費を減額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第25、議案第23号、平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第23号、平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ687万8,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入についてでございます。診療収入につきまして、診療実績に基づき38万円減額するものでございます。7ページをご覧ください。他会計繰入金を50万円増額するものでございます。歳出につきまして8ページをご覧ください。施設管理費の内、川島診療所の出張診療委託料を9万円増額し、医業費は川島診療所の医療材料費を3万円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第26、議案第24号、平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第24号、平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ452万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,616万9,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入の後期高齢者医療保険料の内、現年度分を実績により276万6,000円、普通徴収保険料の内、現年度分を160万8,000円、滞納繰越分を14万8,000円、それぞれ増額するものでございます。7ページをご覧ください。歳出でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金の内、後期高齢者医療徴収費の保険料納付金を実績によりまして452万2,000円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第24号、平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。日程第27、議案第25号、平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題

といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

それでは議案第25号、平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から1億3,778万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億5,248万6,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入では介護給付費国庫負担金2,539万6,000円及び国庫調整交付金713万4,000円の減額でございます。7ページをご覧ください。支払基金交付金6,124万1,000円の減額でございます。8ページをご覧ください。介護給付費県負担金2,601万円の減額でございます。9ページをご覧ください。一般会計繰入金1,730万円の減額でございます。10ページをご覧ください。諸収入の地域支援事業利用者負担金70万円の減額でございます。次に11ページをご覧ください。歳出ですが、保険給付費のサービス給付費等諸費では1億4,090万1,000円の減額、高額介護サービス費では250万円の増額でございます。この数字でございますけれど、当初予算に北大出の特別養護老人ホーム「福寿苑」が30床開設するものとして予算計上してございましたけれど、20床の開設に止まったこと。それからまた同じく福寿苑のショートステイ事業の開設が遅れているということでありまして、その関係でございます。福寿苑の特養の入所につきましては約7,200万円のサービス費の減額。それからショートステイ分としましては、4,320万円。それからそのほかにサービス給付費から地域生活支援事業への移行分が2,000万円ほどありますので、合計しますと約1億4,000万円のサービス費の減額というふうな形になっております。それから12ページをご覧ください。地域支援事業の中の介護予防生活支援サービス事業及びケアマネジメント事業費で手数料委託料で62万円の増額でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第28、議案第26号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第26号、辰野町公の施設の指定管理者の指定につきまして提案理由を申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。昨年12月議会におきまして観光情報センターを地域課題の解決する拠点として設置しました「地域活性化センター」の指定管理についてご審議をお願いするものでございます。現在、この施設は「信州フューチャーセンター」として一般社団法人TUG BOATに事業委託を行っております。指定管理の指定にあたってはこの一般社団法人TUG BOATに指定管理者に指定することが最良と考え選定したものでございます。指定管理期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。なお、指定管理料につきましては年343万4,400円でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで議案に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結します。ただいま議題となっております、議案第26号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第26号は、総務産業常任委員会に付託すること

に決しました。日程第29、議案第27号、債権の放棄についてを議題といたします。
提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第27号、債権の放棄について提案理由を申し上げます。上水道料金の債権の放棄につきまして、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。内容につきましては別紙、一覧表のとおり債権者の居住不明、所在不明が23件、同じく破産、死亡による相続放棄等が4件で合計27件。債権放棄額は合計で51万3,167円です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

ここで議案に対する質疑を行いますが、委員会に付託する関係もございますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結します。ただいま議題となっています、議案第27号は、総務産業常任委員会に付託することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第27号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第30、議案第28号、上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第28号、上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更につきまして提案理由を説明申し上げます。

す。平成29年3月31日をもって上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体から、両小野国保病院組合及び伊北環境行政組合が脱退し、上伊那地域公平委員会共同設置規約を変更することについて協議するため、地方自治法第252条7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものがあります。改正の内容につきましては別表中、両小野国保病院組合及び伊北環境行政組合を削るものであります。上伊那地域公平委員会は上伊那の町村、広域連合、一部事務組合で共同設置されていますが、これにより団体数が2団体減少し、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、上伊那広域連合、伊南行政組合、辰野町塩尻市小学校組合の9団体となります。施行は平成29年4月1日から施行いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第28号、上伊那地域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び上伊那地域公平委員会共同設置規約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。日程第31、報告第1号、平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について報告を求めます。

○こども課長

報告第1号、平成27年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

報告書について報告いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により別紙のとおり提出をいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律は平成19年6月に改正され、教育委員会の責任体制の明確化の1つとして、教育委員会はその教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされております。1ページをご覧ください。点検・評価は平成27年度辰野町教育委員会の事務事業評価を対象といたしました。2ページをご覧ください。対象とした事務事業評価の一覧表です。事業名、決算額、担当者が評価した今後の方向性、担当する係をまとめてあります。3ページをご覧ください。3ページ以降は、外部評価委員の評価でございます。外部評価委員として上辰野、増澤英徳氏、北大出、磯野美鈴氏2名にお願いし、評価委員会を開催いたしました。各事業ごと関係職員からヒアリングを行い、総合評価の実績と評価として「施策の大綱及び目標を達成するため、各種事業が滞りなく執行され、PDCAサイクルがよく機能し、効率よい教育行政執行が実施されている。町民の声を聞き、現状維持と改善改革がバランス良く執行されて、人作り、生き甲斐作り、信頼作りに貢献している。」と評価をいただきました。4ページをご覧ください。課題と今後の方向として、「目標設定は、より具体的に。予算確保については、より重点的にバランス良いものにしてほしい。教育行政では、現場、現物、現実に触れた執行が大切である。さまざまな考えを持った人々がいることを忘れず、自覚を持って教育行政を進めてほしい。育む姿勢を大切にして、一人ひとりの町民が自分自身で考え、行動していけるサービスの提供に心がけてほしい。教育は、すぐには効果が現れないことが多いが、自信と誇りを持って執行することを望む。課題、過重労働にならない配慮を検討されたい。」と評価をいただきました。また、4ページ以降に関連事務事業評価として30事業に対し、それぞれ実績と成果、課題と今後の方向としての具体的な評価をいただいておりますので報告申し上げます。以上です。

○議長

ただいま報告がありましたが、報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

○根橋（2番）

ちょっと聞きたいのは今の4ページの所で冒頭で「課題と今後の方向」の中に三現主義ということで、その中には現場（園・館・学校・学級・・・）というような表現があります。それから現物がずっとあって、要はお聞きしたいのはその学校ですね。学校の運営、あるいはここで言うと学級も入るのか。そういったものが以下のその関連事業、関連事務事業評価では欠落しているわけですけれども、その部分はどうなるのでしょうか。

○こども課長

それでは資料の5ページ等をご覧ください。ここには教育委員会の関係事務の内容がございますが、ここでは例えば（7）については学校の給食事務等の内容が記載されておりますが、これらは教育委員会の事務事業評価のシートに合わせてのこととございますので、決して学校のものが入っていないというわけではなく、学校の関係でいきますと特に学童保育ですとか、そういったものを事務事業評価の中に盛り込ませて、それを評価委員に評価いただいている内容ということとございます。以上です。

○教育長

根橋議員の質問にお答えしたいと思いますけれど、じゃ、各学校の評価はということですが、やはりこれに合わせまして各学校も学校自己評価というものをやっております。これはどの学校も2学期の末に児童生徒、それから教職員、それから保護者、更に外部評価としまして学校評議委員の方たちにも評価いただく場合もございますけれど、その方たちに評価をしていただき全てそれは「学校だより」で各保護者の方に再び返していると、こういう評価をやっているところでございます。町内の6つの小中学校におきましても、これ実施をしております教育委

員会の方にも今、4校ほど上がってきております。まだ、全部ではございませんけれども。数値でそれぞれ表している。それから記述で評価いただいている。そのような内容になっております。以上ですが。

○根橋（2番）

そうしますと2点確認したいんですが、1点は今言われた学校でそういうことをやられている内容というのは、この法律に基づく議会への報告っていうのはしなくても良いのかどうかっていうことと、それからその今のもう1点、学校でそれされているものの、成案とというものは教育委員会の方で、もちろんあると思いますが、それは公表、例えば議会の方で閲覧可能かどうか、そこをちょっと教えていただきたいと思います。

○教育長

この学校自己評価というものが、議会に提出しなければいけないのか、どうなのかっていうことについてちょっと私も存じておりませんが、各学校で行っております学校自己評価につきましては保護者だとか、それから評価に当たった方たちにはお返しをしておりますので、閲覧は十分可能でございます。

○議 長

ほかにありますか。

（な し）

○議 長

質疑を終結します。日程第32、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情につきましては、あらかじめその写し及び文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（文書表 朗読）

陳情第4号、平成29年2月22日、湖周行政事務組合の最終処分場を板沢地区建設計画の白紙撤回に関する意見書。辰野町区長会、会長、長田伊史氏。この陳情の審

査結果につきましては1月12日、臨時議会において可決し、1月19日関係機関に提出した意見書と同等の内容につきまして、運営基準申し合わせ事項の文書配布の判断等に照らし合わせ、文書配布として議会運営委員会で決定をしております。以上です。

○議長

以上、請願・陳情3件については、総務産業常任委員会へ審査を付託することいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。以上を持ちまして、本日の会議は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

11．散会時間

散会時間 11時 44分